

広島県告示第千七百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和三年十二月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和三年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中大迫清田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市倉橋町字藻浦九七一〇番四地先から 呉市倉橋町字藻浦九七〇三番一地先まで	九・八〇〇 七・八〇〇	四・三〇〇 二・八〇〇		一四一・一〇	
	一三九・七〇				拡幅